

はちのへ のうぎょうだより

令和6年5月号 No.557

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。
〇八戸市ホームページ
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



1. 農作業労働賃金

作業名		標準単位	標準賃金 (円)
水田	一般作業	8時間労働	7,200
畑	一般作業 (たばこ含む)	"	7,200
果樹	剪定	"	10,800
	摘果・袋かけ・収穫	"	7,200

【注意】まかない費は含まず。男女共同。
青森県最低賃金 1時間 898円 (令和5年10月7日改定) を参考に算定しております。
※青森県最低賃金が改定された場合は、賃金が最低賃金額以上になるようにしてください。

2. 農作業受委託料金 (※金額は消費税含む)

作業名		標準単位	標準料金（円）	
水田	耕起（トラクター）	10 アール当り	6,100	
	代かき	〃	6,300	
	田植（機械植）	〃	7,100	
	田植機用苗	苗（1 箱当り）	800	
	刈取バインダー（ひもを除く）	10 アール当り	7,300	
	脱穀	〃	6,900	
	コンバイン（ひもを除く）	〃	14,500	
	乾燥・調製	60 k g 当り	1,400	
	畦ぬり（片側）	1 m 当り	30	
畑	耕起（トラクター）	10 アール当り	5,000	
	トレンチャー	〃	43,000	
	麦	コンバイン（ひもを除く）	〃	8,800
		生乾燥	60 k g 当り	1,500

八戸市農業委員会では、3月に開催した総会において、令和6年度農作業標準賃金について審議し、左表のとおり決定しました。
この農作業標準賃金はあくまで標準賃金ですので、実際に農作業を委託す

る場合は、ほ場条件 (狭い・広い・変形・傾斜) や作業範囲 (四隅の取扱い・仕上げ)、消耗品の取扱い等の諸条件について、事前に当事者間で十分に協議して決めてください。
問 農業委員会 ☎ 43・9164

令和6年度農作業標準賃金決定



農業委員会

事務局職員異動

4月1日付人事異動により、事務局職員が次のとおり異動になりました。(《》内は旧職名)

■農業委員会に転入した職員

〇農政グループリーダー

渡部 和文

《教育総務課学校財務グループリーダー》

〇農地グループ主査

風張 陶子

《総務課主査》

〇農政グループ主事

妻神 一誠

《国保年金課主事》

〇農地グループ主事

大橋 康平

《新採用》

■農業委員会から

転出した職員

〇生活福祉課グループリーダー

山崎 真史

《農政グループリーダー》

〇契約検査課主査

若佐 秋奈

《農政グループ主査》

〇障がい福祉課主事

若佐谷 龍太

《農地グループ主事》

令和7年
3月より

農地貸借の手続きが変わります

令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、利用権設定等促進事業（農地の貸借）が廃止（※1）となりました。

令和7年3月以降（※2）に農地貸借（新規・更新）をされる場合は、農地法第3条による許可申請、又は農地中間管理事業（農地バンクを介した貸借）のいずれかの制度による手続きとなります。



（※1）令和7年2月中の受付分までは経過措置として従来通りに制度をご利用いただけます。

また、現在契約中の内容については利用権設定期間の満了日まで有効です。

（※2）令和7年3月31日以前に対象となる農地を含む地域で地域計画が定められ、公告された場合、経過措置はその公告日の前日までとなります。

＜現行の農地貸借制度は3種類＞

貸借の種類	窓口
農地法第3条による許可申請	農業委員会
農地中間管理事業 （農地バンクを介した貸借）	農業経営振興センター
利用権設定等促進事業（廃止）	農業委員会

＜令和7年3月以降は2種類に…＞

貸借の種類	窓口
農地法第3条による許可申請	農業委員会
農地中間管理事業 （農地バンクを介した貸借）	農業経営振興センター



＜お問合せ＞ 農地法第3条 ・ 利用権設定等促進事業に関すること

農業委員会事務局（市庁別館7階） ☎:0178-43-9448

農地中間管理事業（農地バンク） ・ 地域計画に関すること

農業経営振興センター（尻内町字毛合清水29-8） ☎:0178-27-9163



農業委員会では、2月21日、八戸市公民館において「農業者等との意見交換会」を開催し、農業委員、新規就農者、認定農業者等の農業関係者が参加しました。

講師に株式会社あいの取締役会長の相内洋夫氏（南部町）を迎え、「有機農業によるブランドの確立」と題した講演をいただきました。

講演では、苦勞して試行錯誤を重ねた末に、理想的な肥料の配合方法にたどり着いたお話や、味のよい野菜をつくることへのこだわりなど、農業に



関する基礎知識のほか、会社経営をしていく上で心掛けていることや、従業員のやる気を引き出す人材育成など丁寧な説明をいただき、参加者の皆さんは熱心にメモを取りながら聴き入っていました。また、講演後は参加者による活発な質疑応答が行われました。

参加者からは「実体験に基づいたお話で非常に参考になった」、「従業員の力を伸ばす人材育成が素晴らしい」などの感想が寄せられました。

農業者等との意見交換会を開催しました！



現況届は、年金を受給するために、毎年提出が必要となる届出です。

現況届

は忘れずに提出を！！

農業者年金を受給されている方は、八戸市農業委員会、各市民サービスセンター、南郷事務所、お近くのJA八戸各支店のいずれかに、必ず現況届を提出してください。

現況届が届く時期

5月末頃に年金基金から直接受給権者に届きます。ただし、年金の支払いが差止中の方には届きません。

現況届の提出時期

受給権者又は代理人が、署名・記入をして、**6月中**に提出してください。

現況届を提出し忘れた場合

11月以降の年金の受給が遅れる又は受給できなくなることがありますので、ご注意ください。

出し忘れに注意！！

前年度の現況届を出し忘れて年金が差止中の方（現況届が届かない方）は、農業委員会にある「手書き用現況届」を提出すれば年金の支払いが再開します。

経営移譲年金又は特例付加年金を受給している方については6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください

記載事項に同意の上、自署してください

農業者年金受給権者現況届（折ったり、汚したりしないでください）

令和6年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

※1 「1.支給停止事由等に該当していないことの自己チェック」の項目1～6について、1つでも「はい」に該当する場合は、農業委員会にご相談ください。

また、この自己チェックの記入が漏れている場合は、現況届を受理することができません。

※2 経営移譲年金又は特例付加年金の支給停止事由に該当する場合は、「支給停止事由該当届」を提出してください（この現況届は提出できません。）。

1.支給停止事由等に該当していないことの自己チェック 2.「受給権者の欄（氏名等）」をご記入ください

あなたご自身について、以下の項目1～6の全ての「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

1	あなたご自身が農業を営んでいますか	はい	いいえ
2	あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	いいえ
3	後継者に貸している農地又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却転用貸付け等を行いましたか	はい	いいえ
4	あなた名義で農業所得の申告をしましたか	はい	いいえ
5	あなた名義で経営所得安定対策等交付金を受けましたか	はい	いいえ
6	あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい	いいえ

受給権者の欄

農業所得の納税申告名義等、左記4～6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します

氏名 (自署)			
生年月日	大正・昭和	年	月 日
住所	道 府 県		
電話番号	) - () - ()		
ご本人が自ら記入できないため、代理人の方が記入されるときは下記の「代理人の欄」に記入してください			
代理人の欄			
氏名	受給権者		
住所			
電話番号	) - () - ()		

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「eMAFF 農地ナビ」をご覧ください。ただか、農業委員会までお越しください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

問 農業委員会 ☎43-9448

eMAFF 農地ナビ <https://map.maff.go.jp/>

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	新井田	出口平	3-60	畑	170	応相談
②	新井田	出口平	3-61	畑	170	応相談
③	新井田	出口平	3-62	畑	166	応相談
④	豊崎町	中谷地	6-1	田	1,030	応相談 ※貸付可

■農地を貸します

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	市川町	下田堺	2-3	田	3,805	応相談



農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

発行日 毎週金曜日
購読料 月額 700 円
(送料、税込み)

お申込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで。



編集後記



今年度からのうぎょうだよりを担当することになりました。柴田と申します。農業委員会に異動してきて二年目、まだまだ未熟なことが多いと思いますが、ろと勉強している最中になります。皆様に分かりやすく情報をお伝えできるよう励んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

新年度になり、春らしい気候になりました。暖かい日が続いて嬉しい反面、多くなるのが花粉症の問題です。今や国民病とも言われる花粉症。外での作業が多くなる春、少しでも症状が軽減できるよう、万全の対策を取りたいところです。

のうぎょうだより担当 柴田

農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書 (土地)	法務局 (登記所)
③公図	法務局 (登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4・5条 (30a以下)	4・5条 (30a超)
5月	5/13-5/20	6/17	6/28
6月	6/11-6/20	7/17	8/6
7月	7/11-7/19	8/19	9/3

※他法令との調整により、変更となる場合があります。
農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
5月	5/7	5/15	5/20	5/31
6月	6/5	6/14	6/20	6/28
7月	7/5	7/12	7/22	7/31

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。